

## 何が問題？

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。

## 規制のポイント

- 放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となる場合があります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。（新しい飼い主探しをする事業者は届出により無償での頒布が可能）
- 販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は  
罰金・罰則の対象となります。

Q1

事業敷地内に勝手にアカミミガメが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2

有償での引き取りはできますか？

A

引き取り料をもらって個体を引き取ることは、販売・頒布には当たらず手続きは不要です。事業として行う場合、引き取った後の飼育等については飼養等基準の遵守が必要です。

## 問合せ先



規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ  
環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ  
相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル 0570-013-110

IP電話等の場合 06-7739-7899

受付時間 AM9:00～PM5:00  
(12/29～1/3は除く)

通話料は発信者の負担となります



手続きを希望する場合は  
管轄の地方環境事務所へ

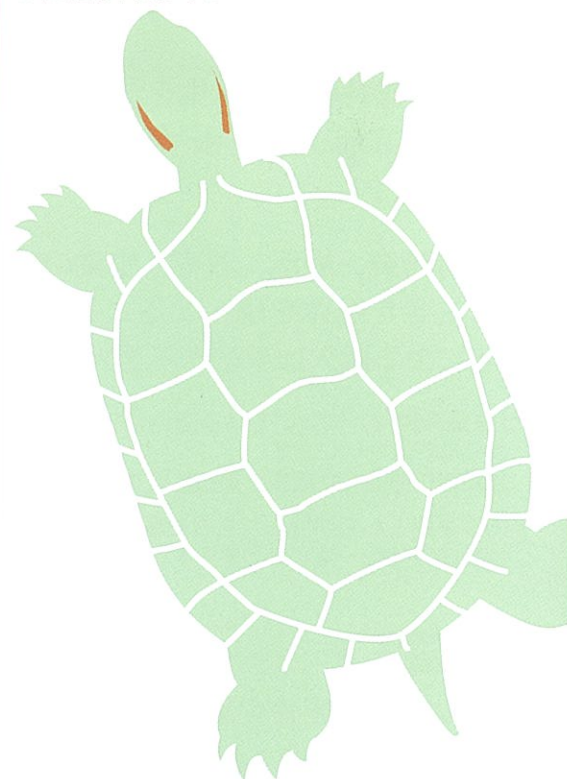
令和5年6月1日から規制スタート

# アカミミガメを扱う事業者の方へ

## 外来生物法に基づき 条件付特定外来生物\*に指定

\*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ)、  
キバラガメ、カンバーランドキミミガメの  
3亜種が対象です



## 飼育・販売・購入等にご注意ください

## 販売・頒布・購入を行う方へ

- 生きた個体をペット等として販売・頒布・購入することはできません
- 販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

### 許可が必要

- 生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用に販売・頒布すること
- 学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。  
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

### 届出が必要

- やむを得ず飼育の継続が困難となった個体を新しい飼い主へ頒布すること

参照 規制の詳細はこちら



## 飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアカミミガメの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら



### 飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

例

- 販売・流通業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 引き取り飼養を行う事業者
- 防除事業者

以下のポイントを参考に、

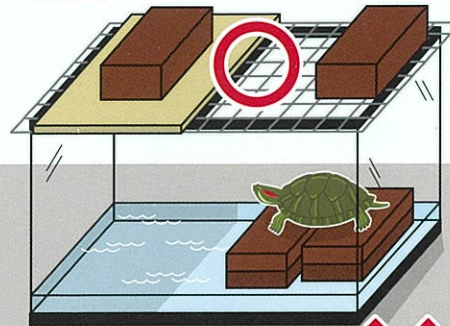
アカミミガメが自力で逃げないように飼育等してください

### ● 容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

### ● 施設の内部にアカミミガメが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

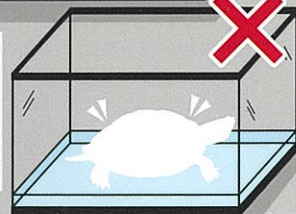
#### 水槽等の容器に入れる場合

重しを乗せるとより安心



特に屋外ではフタをするか、十分な高さ（甲羅の2倍、複数いる場合は3倍が目安）の容器に入れてその場から離れないこと

水槽の掃除のために一時的にカメを出す場合等にも、別のフタつきの容器等に入れて逃げ出さないようにすること



バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること

#### 池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

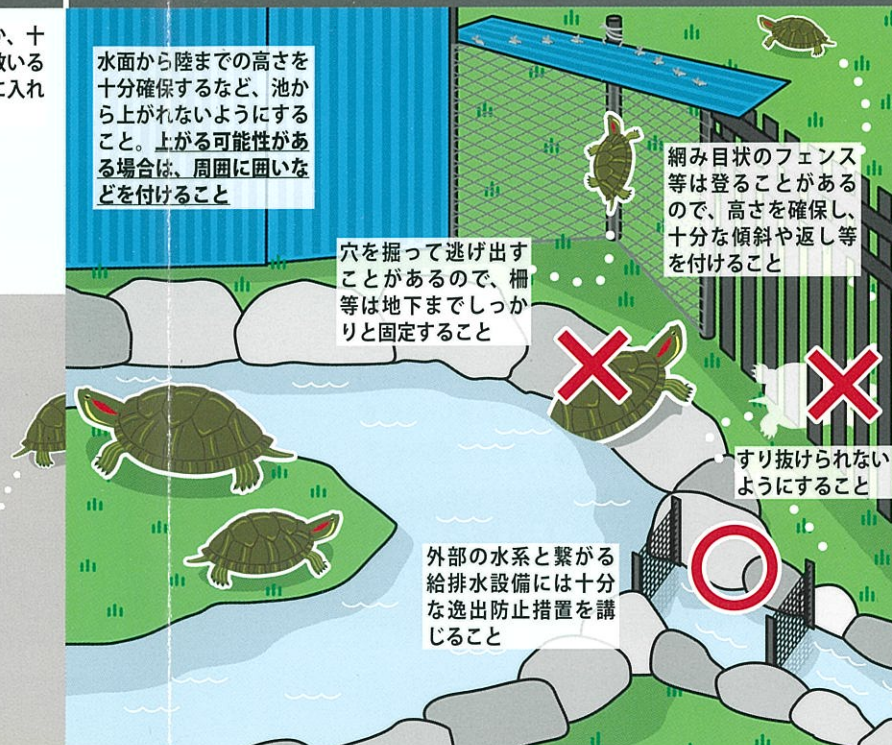
水面から陸までの高さを十分確保するなど、池から上がれないようにすること。上がる可能性がある場合は、周囲に囲いなどを付けること

穴を掘って逃げ出すことがあるので、柵等は地下までしっかりと固定すること

網目目状のフェンス等は登ることがあるので、高さを確保し、十分な傾斜や返し等を付けること

すり抜けられないようにすること

外部の水系と繋がる給排水設備には十分な逸出防止措置を講じること



## 何が問題？

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系等へ大きな被害を与えています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

## 規制のポイント

- 放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも規制されます。
- 販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※ 頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※ 飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は  
罰金・罰則の対象となります。

Q1

事業敷地内に勝手にアメリカザリガニが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2

ザリガニ釣りをさせることはできますか？

A

個体の持ち帰りをさせず、キャッチアンドリリース等する場合は、飼養等基準を遵守していれば許可手続きは必要ありません。個体の持ち帰りをさせることはできません。

## 問合せ先



規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ  
環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ  
相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル 0570-013-110

IP電話等の場合 06-7739-7899

受付時間 AM9:00 ~ PM5:00  
(12/29 ~ 1/3 は除く)

通話料は発信者の負担となります



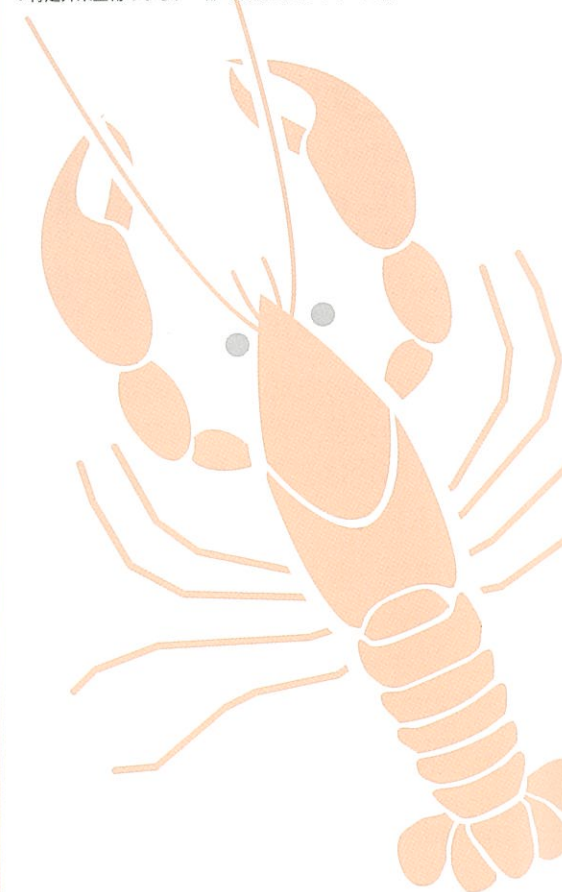
手続きを希望する場合は  
管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アメリカザリガニを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき  
条件付特定外来生物\*に指定

\*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物



飼育・販売・購入等にご注意ください

## 販売・頒布・購入を行う方へ

- 生きた個体をペットあるいは釣り餌等として販売・頒布・購入することはできません
- 販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

### 許可が必要

- 生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用、飼養生物の餌用に販売・頒布すること（飲食店による購入以外の場合には、購入側も許可を受けている又は届出をしている必要がある。）
  - 生業の維持のために商業的繁殖を行って冷凍や加工品の状態で販売・頒布すること（繁殖を行わない場合は、冷凍や加工品の販売・頒布に手続きは不要）
  - 学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）
- ※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。
- ※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

### 届出が必要

- 生きたアメリカザリガニを飼養生物の餌用として購入し保管すること

参照 規制の詳細はこちら



## 飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアメリカザリガニの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら



### 飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

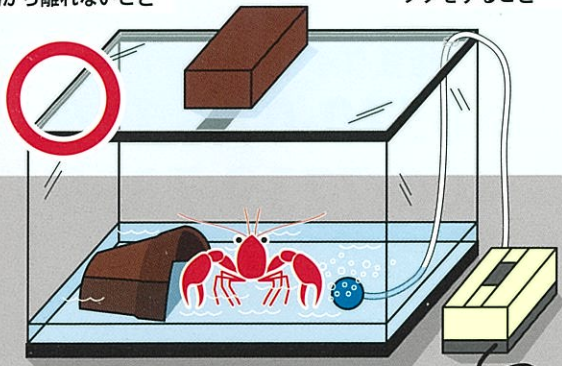
- 例
- 販売・流通業者、漁業者
  - 動物園、水族館、博物館等
  - 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
  - 都市公園等管理者
  - 研究者
  - 飲食店
  - ザリガニ釣り事業者
  - 防除事業者

以下のポイントを参考に、

アメリカザリガニが自力で逃げないように飼育等してください

### ● 容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

### ● 施設の内部にアメリカザリガニが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合	池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合
<p>フタをすること。もしくは、プラスチック等の滑らかな素材で十分な高さのある容器に入れて、その場から離れないこと</p> <p>重しを乗せることより安心</p> <p>エアチューブを設置する際は、エアチューブ部分にも隙間なくフタをすること</p>  <p>縦じ目がシリコンの水槽はアメリカザリガニが登る可能性がある所以要注意</p> <p>バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること</p>	<p>水面から陸までの高さを十分確保するなど、池から上がれないようにすること。上がる可能性がある場合は、周囲に囲いなどを付けること</p> <p>すり抜けられないようにすること</p> <p>コンクリート等は登ることがあるので、高さを確保し、十分な傾斜や返し等を付けること</p> <p>穴を掘って逃げ出すことがあるので、柵等は地下までしっかりと固定すること</p> <p>外部の水系と繋がる給排水設備には十分な逸出防止措置を講じること</p> 